

大起産業株式会社

(2 0 0 9 年 版)

【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月～平成21年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- | | |
|----------|---|
| 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| 「財務の概要」 | 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| 「当社及び当業界を取巻く環境」 | 内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。 |
| 「営業の経過及び成果」 | 当社の平成20年度における業績について記載しています。 |
| 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |
| 「受託業務管理規則」 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。 |

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定

により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があるといえます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}(\ast)} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	大起産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 田中 弘晃
所在地	名古屋市中区錦二丁目2番13号
電話番号	052-201-6311 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和25年8月、大起証券株式会社（その後合併により、内外証券株式会社となり、現在は東海東京証券株式会社）の関連会社（現在は関係解消）として設立発足。その後、商号を大起産業株式会社とし、現在に至っています。

年 月	概 要
昭和25年8月	栄不動産株式会社として、名古屋市中区南伊勢町1丁目5番地に会社設立。資本金 500万円。
昭和26年12月	商号を大起産業株式会社に変更し同時に事業目的も変更する。
昭和27年2月	名古屋繊維取引所会員加入。仲買人登録し受託業務を開始する。
昭和38年3月	本店を現在地に移転。
昭和45年2月	名古屋穀物商品取引所会員加入。
昭和45年5月	資本金 3,000万円に増資。
昭和46年1月	商品取引所法改正に基づき名古屋繊維取引所商品取引員として改めて許可される。
昭和51年1月	金沢支店開設。
昭和52年1月	名古屋穀物商品取引所取引員として許可される。
昭和54年10月	松本支店開設。
昭和56年3月	静岡支店開設。東京繊維商品取引所会員加入。
昭和57年2月	東京金取引所会員加入。
昭和57年12月	大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、大阪三品取引所、大阪化学繊維取

	引所の各商品取引員として許可される。
昭和58年1月	大阪支店、倉敷支店、高知支店、京都支店開設。
昭和59年4月	東京穀物商品取引所会員加入。
昭和59年6月	資本金 9,800万円に増資。
昭和59年10月	東京穀物商品取引所商品取引員として許可される。大阪繊維取引所商品取引員。
昭和59年10月	東京支店開設。
昭和60年3月	新潟支店、宇都宮支店開設。京都支店、静岡支店廃止。
昭和62年11月	東京工業品取引所商品取引員（綿糸・毛糸市場）として許可される。
平成2年12月	資本金 3億 5,000万円に増資。
平成3年8月	神戸ゴム取引所会員加入。
平成3年8月	資本金 5億 3,000万円に増資。
平成3年9月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員として許可される。
平成4年1月	ニューヨーク事務所開設。
平成5年10月	関西農産商品取引所商品取引員。
平成6年7月	資本金 6億 3,000万円に増資。
平成7年10月	米国法人 DAIKI FUTURES INC. 設立。
平成7年10月	商品投資販売業の許可を受ける。
平成8年1月	研修所（フューチャーズ・トレーニング・センター）開設。
平成8年4月	神戸ゴム取引所商品取引員として許可される。
平成8年10月	中部商品取引所商品取引員。
平成9年1月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入。
平成9年3月	高知支店、宇都宮支店廃止。
平成9年4月	関西商品取引所商品取引員。
平成9年10月	大阪商品取引所商品取引員。
平成10年4月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場会員加入。
平成11年2月	東京工業品取引所毛糸市場会員脱退。（上場廃止のため）

平成11年 3月	中部商品取引所及び大阪商品取引所のステープルファイバー糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成11年 6月	東京工業品取引所石油市場商品取引員許可。
平成12年 1月	中部商品取引所石油市場商品取引員許可。
平成12年 1月	中部商品取引所毛糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成12年 3月	大阪商品取引所毛糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成12年 8月	東京工業品取引所綿糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成13年 3月	中部商品取引所砂糖市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成13年 3月	中部商品取引所綿糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成15年 9月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員許可。
平成15年10月	大阪商品取引所、関西商品取引所脱退。
平成16年 1月	中部商品取引所脱退。
平成16年 6月	岡山支店開設(倉敷支店を岡山市に移転し名称変更)。
平成17年 4月	改正商品取引所法に基づき改めて商品取引受託業務の許可をされる。
平成17年 9月	金沢、松本、岡山、新潟の各支店の名称をそれぞれインフォメーションセンターに改称。
平成17年11月	情報セキュリティマネジメントシステムISMS認証基準(Ver. 2.0)およびBS7799:PART2:2002の認証取得(業務管理センター及びホームトレード部における商品先物取引に係る受託業務)
平成17年12月	品質マネジメントシステムISO9001:2000およびJISQ9001:2000の認証取得(本社における商品先物取引に係る受託業務)
平成18年11月	情報セキュリティマネジメントシステムISO27001:2005の認証取得(業務管理センター及びホームトレード部における商品先物取引に係る受託業務)
平成21年 2月	松本、岡山、新潟の各インフォメーションセンター廃止。
平成21年 3月	東京、大阪の各支店の名称をそれぞれインフォメーションセンターに改称。

③ 会社の目的

1. (1) 棉花、綿糸、綿布、その他の綿製品
- (2) 乾繭、生糸、及び絹製品
- (3) 羊毛、毛糸、及び毛製品
- (4) 人造繊維、ステープルファイバー糸、及びその製品
- (5) 合成繊維、及びその製品
- (6) 農産物
- (7) 砂糖
- (8) ゴム、及びゴム製品
- (9) 金、銀、白金、パラジウム及びそれらの製品
- (10) 銅、鉛、すず、亜鉛、ニッケル、アルミ、水銀及びそれらの製品
- (11) 木材、合板、及びそれらの製品
- (12) 原油及び石油製品
の売買
2. 前項各種商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理並びに輸出入業務
3. 商品取引所法に基づく各商品取引所の上場商品および上場商品指数の売買並びに取引の受託業務
4. 商品投資販売業および商品投資顧問業
5. 外国為替取引業
6. 証券仲介業
7. ホテル、旅館の運営管理
8. 前各項に附帯する業務

(注)上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

(注)2009年6月25日の株主総会において、「不動産の管理および賃貸」について追加しております。

(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「指令17総合第34号」、経済産業省「平成17・04・05商第3号」)

取引所名	市場名	農産物	貴金属	石油	ゴム	上場商品名
東京穀物商品取引所		○				一般大豆、NON-GMO大豆 小豆、とうもろこし アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー 生糸
東京工業品取引所			○		○	金(標準取引)、銀 白金(標準取引)、パラジウム 金(≒取引)、白金(≒取引) ガソリン、灯油、原油 ゴム(RSS3号)

ロ・商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番13号	052-201-6311
東京インフォメーション センター	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7番地4	03-5256-2611
大阪インフォメーション センター	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	06-6949-5991
金沢インフォメーション センター	石川県金沢市南町4番47号	076-223-1681

⑥ 財務の概要（平成21年3月決算期）

(a) 資本金	630,000千円
(b) 純資産額 *1	1,227,884千円
(c) 総資産額	3,819,549千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	895,273千円 (818,464千円)
(e) 経常損失	505,319千円
(f) 当期純損失	544,199千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 9,068,150株 （平成21年3月31日現在）

（注） 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	住 所	所 有 株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
		千株	%
新井紀夫	愛知県愛知郡東郷町	1,778	19.6
大栄産業（株） 従業員持株会	愛知県名古屋市中村区	1,550	17.0
加藤正治	愛知県名古屋市中区	732	8.0
（株）三清社	大阪府池田市	544	6.0
（株）東亜製作所	愛知県名古屋市中村区	540	5.9
余語ミサ	愛知県名古屋市長区	430	4.7
木之村啓二郎	愛知県名古屋市中村区	279	3.0
安部益美	愛知県一宮市	250	2.7
（株）トーヨー	東京都練馬区	235	2.6
	愛知県名古屋市中村区	229	2.5
計		6,571	72.4

⑨ 役員状況

役名及び職名	氏名（生年月日）	所有株式数
取締役会長	新井紀夫（昭和16年4月3日）	1,778 千株
代表取締役社長	田中弘晃（昭和26年8月18日）	57
取締役営業本部長	加藤正治（昭和25年5月20日）	544
取締役 東京インフォメーションセンター長	坂井田隆弘（昭和30年11月27日）	100
取締役（非常勤）	岡本藤太（昭和7年11月13日）	84
取締役（非常勤）	武山栄造（昭和9年1月29日）	10
監査役（常勤）	安部益美（昭和25年3月4日）	235
監査役（非常勤）	早川範廣（昭和19年5月6日）	10
監査役（非常勤）	大岡洋三（昭和22年2月9日）	-
計	9名	2,820 千株

- (注) 1. 取締役、岡本藤太氏、武山栄造氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役、早川範廣氏、大岡洋三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 所有株式数の千株未満は切り捨ててあります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	83 名	73 名	10 名	49 名	34 名
平 均 年 齢	41.4 才	43.0 才	30.1 才	41.0 才	42.1 才
平均勤続年数	13年10ヵ月	14年8ヵ月	8年7ヵ月	12年1ヵ月	16年3ヵ月
外 務 員 数	69 名	68 名	1 名	52 名	17 名

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、企業理念の中に「限りなく多くのお客様参加により公正な価格を創造する」ために「お客様の信頼と満足を社員の活動の原点にする」と明示しております。

お客様に感動と満足を与える「お客様本位」の基本理念は、企業としての利潤追及の出発点であると同時に、経済社会の根幹を築くという社会的役割を果たすためのものです。その企業理念の下、主力取扱い商品である農産物、石油製品、貴金属、ゴム等の需給動向や、これらの国際商品に多大な影響を与える為替をはじめ、あらゆる相場変動要因の分析等も充実させており、情報誌「スペキュレーション」や情報専門サイト「アスマル」等により提供いたしております。

営業方法としては、資料送付等により、資産運用、投資等に関心のあるお客様に対し、対面営業を中心とした営業活動を行っております。商品の価格差を統計学に応用した、リスクを集中させない商品である「ハイブリッド取引」、インターネットによるホームトレードシステム「ギャラクシー」、営業社員と相談しながらインターネット取引を楽しみたいという方には、インターネット取引と対面営業を併用した「ネットアンドリアル」というサービスも提供しており、当社で取り扱っているラインナップの中から常にお客様の属性や投資スタイルに合わせた提案を行っております。

また、社員教育では、社内外の講師による、新入社員、中堅社員、管理職者等の階層別の集合研修やOJTによる教育を計画的に実施し、取引手法も含めた情報収集や分析能力の向上に取り組むとともに、取扱商品に関する専門知識やトータルアドバイザーとしての金融知識をはじめとして、コンプライアンスの徹底や適正な受託業務活動等、登録外務員としての実務のレベルアップを図っております。

新たにお取引をされるお客様には、取引相談室・管理担当者及び営業責任者の電話又は直接訪問により、商品先物取引に対する理解を十分深めていただくよう努力いたしております。また、あくまでも、取引の主体はお客様であり、営業社員は、お客様の良きアドバイザーであるとともに良きパートナーでなければならないということから、管理部門においては、「行き過ぎた営業が行われていないか」等の指導・監督機能を強化するため、本店に担当者を配置するとともに、お客様からの問い合わせや相談等にも迅速に対応できるよう相談担当者が常時待機しております。さらに、委託者の適正な取引環境を確保するため、本店に委託者審査委員会を設置し、適正な受託業務活動が行われるよう努めております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度における日本の経済環境は、米国発の金融危機から始まった世界的な景気減速を背景に、原料高や円高の進行などの影響から企業収益が急速に悪化、設備投資の減少や、さらには雇用情勢や所得環境の悪化も加わり、内外需要の減少や個人消費の停滞等、景気は低迷したまま推移いたしました。

商品取引業界におきましては、東京工業品取引所の白金先物ミニ取引を始め、東京穀物商品取引所の一般大豆、NON-GMO大豆、関西商品取引所の米国産大豆など、取引単位の小口化が相次いだほか、立会回数の増設や立会時間の変更、さらには限月の増加、ザラバ取引への以降など、個人投資家の先物市場回帰のための制度設計が図られました。また、平成20年12月には、東京工業品取引所が、我が国初めての株式会社へと組織変更を行うなど、国際標準の機能を備えた取引所制度確立のための基盤整備も行われました。

他方、商品取引員を取り巻く事業環境は、これまでの規制強化に加え、日本商品清算機構会員資格を得るための純資産額が20億円に引き上げられたことから、取次取引員に転換する会社や受託業務を廃止する会社が続出するなど、大変厳しい状況となっております。またそのことで、投資家の市場離れが一段と進み、市場流動性は昨年を引き続き大きく低下いたしました。期中を通して見ますと、総売買高(先物オプション含む)は、92,623千枚(前年比34.8%減)と5年連続で前年度を下回りました。

商品別の構成比を見ますと、貴金属が57.8%、石油が16.3%、農産物が13.5%、ゴムが11.7%等となっております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

このような経営環境のもと、昨年に引き続き、当社独自の「ハイブリッド取引」、「スウィーピングラウンドアップ」、「ネットアンドリアル」のラインナップの中から、顧客の属性や投資スタイルに合わせた提案を積極的に行い、情報専門サイト「アスミル」等による情報提供や、ホームトレードシステム「ギャラクシー」のサービス拡充にも努めてまいりましたが、勧誘規制が強化される中で、新規顧客導入が低調であったことと、期中7月に実施された主務省立入り検査の結果、12月15日から14営業日の受託業務停止処分を受けたことにより不安定な経営を余儀なくされ

たことから、当事業年度の業績は、総売買高1,494千枚で前期比41.8%減となり、受取手数料は8億18百万円と前期比62.8%減となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング部門の売買損益は76百万円のプラスとなりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は8億95百万円となり、営業費用も、適正規模への業容の見直しや徹底したコスト削減に努めました結果、前期比18.9%増の13億95百万円となりましたが、営業外損益を加えた経常利益は5億5百万円のマイナスとなりました。また、特別損益も36百万円のマイナスとなりましたので税引前当期純損失は5億41百万円となり、税引後の当期純損失は5億44百万円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第61期 (自 平成20年4月1日) (至 平成21年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	439,326
貴金属市場	333,789
石油市場	28,954
ゴム市場	16,393
小 計	818,464
オプション取引	
農産物市場	0
金市場	0
小 計	0
合 計	818,464

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第61期 (自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月 31日)
	商品先物取引	
農産物市場		147,542
貴金属市場		62,736
石油市場		△ 140,376
ゴム市場		6,907
小 計		76,809
商品売買損益		0
小 計		0
合 計		76,809

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 内 別 訳	第61期 (自 平成20年 4月 1日) (至 平成21年 3月 31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		555,731	143,501	699,232
貴金属市場		400,420	202,116	602,536
石油市場		77,591	6,485	84,076
ゴム市場		105,569	3,382	108,951
合 計		1,139,311	355,484	1,494,795

- (注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、政府の緊急経済対策の効果で、マイナス成長からは脱しきれないまでも、これ以上の景気後退はないとの見方はあるものの、その回復力は極めて弱く、依然として不透明感の強い情勢であり、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

商品取引業界におきましては、商品取引所法改正案の中で、海外先物取引の制度改革や金融商品取引所との相互乗り入れが具体化され、総合取引所構想が一段と現実味を帯びてまいりましたが、一方では、産業構造審議会商品取引所分科会において、我が国の経済が競争力強化を図る上で国内商品先物市場を活用することが重要であるとし、そのためには事業者にとって使いやすい、透明でトラブルのない市場を構築する必要があるとされるなど、今後、業界を挙げて取り組まなくてはならない課題も明確化されました。

このような状況の中にあって、当社といたしましては、国内商品先物に加え、海外先物、為替、指数、オプション等を取りそろえて活用し、お客様にとって、魅力のある投資機会とそれに伴う充実したサービスが提供できる経営基盤の整備強化を図ってまいります。

また、期末現在の純資産額の状況から取次取引員への業態変更は不可避との認識の下、受託業務の一層の適正化のためさらなるコンプライアンス経営の徹底を図り、早急に安定した収益が確保できる営業システムを構築し、営業試算の増強を図るとともに、業務の見直しによる仕事の簡素化や経費の抑制など、経営の効率化を推進し、強固な財務基盤を構築すべく、全社を挙げて経営努力を重ねてまいり所存であります。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、当社の経営理念及び経営指針に基づき、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項について定める。

(管理体制)

第2条 本規則の適正な運用の確保を図るため、取締役又は執行役員の中から総括管理責任者を選任する。

- 2 管理本部の下に管理部並びに取引相談室を置き、それぞれの責任者は総括管理責任者を補佐する。
- 3 営業部門の内部管理に係る統括管理を行うため、各本支店並びにインフォメーションセンターにそれぞれ統括管理責任者を置く。
- 4 統括管理責任者は、本支店長並びにセンター長とする。

(総括管理責任者の職務)

第3条 総括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本規則の適正な運用に係る関係部署への指揮・指導
- (2) 適合性原則に基づく受託の適否の審査
- (3) 本規則の運用状況について取締役会への報告
- (4) 本規則の違反者に対する社内制裁に係る意見具申
- (5) その他本規則の適正な運用に必要と思われる事項

(統括管理責任者の職務)

第4条 統括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 「原則として不相当と認められる勧誘対象者」に該当しない者に対する適格性の調査及び総括管理責任者に先立つ事前審査
- (2) 委託者管理に係る取引状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (3) 登録外務員（以下「外務員」という）に対する法令諸規則等の遵守状況に係る監視並びに取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
- (4) その他委託者の理解度を向上させるために必要と思われる事項

(管理部マネージャー、管理部及び取引相談室の職務)

第5条 管理部マネージャーの職務は次のとおりとする。

- (1) 「原則として不相当と認められる勧誘対象者」の「例外の要件」に係る調査及び総括管理責任者に先立つ事前審査

- (2) 管理部、取引相談室の委託者管理業務の掌握及び指導
- (3) 外務員に対する法令諸規則等の遵守状況に係る監視並びに取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
- (4) その他委託者管理業務の適正な運営に必要と思われる事項

2 管理部及び取引相談室の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査と整備・保管
- (2) 訪問、電話連絡又はアンケート等による取引意思の確認、理解度等の調査
- (3) 商品先物取引未経験者からの受託に係る保護育成措置
- (4) 委託者の資産・収入状況、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の抑制
- (5) 委託者の売買状況の精査及び受託状況の把握
- (6) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の適切な措置
- (7) 委託者からの相談・問い合わせ及び苦情・紛争に対する適切な措置
- (8) 勧誘拒否者リストの作成とそれに係る社内周知の徹底
- (9) その他、委託者の保護育成に必要と思われる事項

(委託者審査委員会の設置)

第6条 委託者の適正な取引環境を確保するため、取締役、執行役員及び管理本部を主体とした委託者審査委員会を設置する。

- 2 委員会の招集及び開催に係る統括調整を行うため、委員長を本店に置く。
- 3 委員長及び委員は経営会議で選任され、社長がこれを任命する。

(委託者審査委員会の職務)

第7条 委託者審査委員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 商品先物取引未経験者の保護措置
- (2) 適正な取引の維持・管理
- (3) 大口委託者の管理状況の監視
- (4) 不正資金の流入防止

2 前項の審査は別に定める「委託者審査要領」に則って行う。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第8条 次の各号に該当する「常に不適当と認められる勧誘対象者」に対しては、勧誘及び受託は行わない。また、勧誘段階で該当することとなったときは、直ちに勧誘を中止する。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び

認知障害の認められる者

- (2) 長期入院等随時連絡がとれない者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- (6) 商品先物取引をするための借入の勧誘
- (7) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 次の各号に該当する「原則として不適当と認められる勧誘の対象者」に対しては、原則として勧誘及び受託は行わない。

- (1) 性格その他、自己責任原則に照らしても商品先物市場に参入するに相応しくないとと思われる者
- (2) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）が収入全体の過半を占めている者
- (3) 年間500万円以上の収入を有しない者
- (4) 75歳以上の高齢者
- (5) 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

3 前項に掲げる者の内、自らが前項各号のいずれかに該当する者であることを理解した上、次の各号に掲げる「例外の要件」を満たしていること等について、顧客本人の自書により確認している旨の申告がある場合は、商品先物取引の理解度が十分であること、及び各号に掲げる「例外の要件」を具備していることの確認を得た後、厳格な審査を経て勧誘及び受託を認める。この場合の審査は、前項第1号乃至第4号に該当する者については、総括管理責任者が行い、同第5号に該当する者については委託者審査委員会が行うものとする。

- (1) 年金等により生計をたてている者、年間500万円以上の収入を有しない者等については、当該顧客が自己責任で申告した投資可能資金額の設定がなされ、その裏付けとなる資産を有していること。但し、裏付けとなる資産については、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書等の提出により証明を得ていること。
- (2) 75歳以上の高齢者については、当該顧客が「直近の過去3年以内に延べ90日以上」を目安とした商品先物取引の経験のほか、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験（金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等）があると認められること、及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが取引相談室の調査によって証明を得ていること。
- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者については、当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障の

ない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて、委託者審査委員会の直接訪問によって証明を得ていること。

- 4 委託者が、取引中において、本人の申告や家族の申出等により第1項各号の不適合者に該当するとの疑念が生じたときは、総括管理責任者は管理部マネージャーに再調査を指示し、その結果、適格性がないと判断した場合には、当該委託者に対して取引の抑制又は中止を促し、新規の受託は行わない。
- 5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して勧誘及び受託は行わない。

(適合性の審査)

第9条 委託者の適合性の審査については、その知識、経験、財産の状況、受託契約を締結する目的に照らして不適当な勧誘及び受託とならないよう審査を行うものであり、担当外務員は、顧客が記入する「口座開設申込書」を用いて審査に必要な次の各号の属性情報を収集し、それに基づいて顧客カードを作成する。なお、顧客から投資可能資金額の申告を受ける際は、投資可能資金額とは損失となっても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入可能な資金総額であり、損失（評価損含む。）が発生した場合には投資可能資金額から控除する旨を理解できるように説明する。

- (1) 氏名、住所、生年月日
 - (2) 家族構成、住居の形態
 - (3) 職業（役職・職務）、勤続年数等
 - (4) 収入、流動資産の状況、投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引経験の有無及び経験内容
 - (6) その他の投資経験の有無及び経験内容
 - (7) 受託契約を締結する目的
 - (8) その他
- 2 総括管理責任者及び管理部マネージャーは、前項の属性情報が適正に収集されているか管理し、再度の収集を担当外務員に指示するなど必要な措置を講ずることができる。
 - 3 総括管理責任者は、第1項の属性情報に基づいて受託の適否の事前審査を行い、適合性の備わっている委託者について審査結果及び所見を顧客カードに記録し、口座開設申込書、顧客カード等の関係書類を総括管理責任者に提出して受託の適否の判断を求める。但し、総括管理責任者が事前審査を行える委託者は、一定の職業に従事していて且つ一定の収入（年収額 500万円以上）を有している28歳から65歳までの者とする。
 - 4 管理部マネージャーは、前条第2項に定める者について前項と同様に事前審査を行

い、前項と同様に適合性の備わっている委託者について審査結果及び所見を顧客カードに記録し、口座開設申込書、顧客カード等の関係書類を総括責任者に提出して受託の適否の判断を求める。この場合、管理部マネージャーが必要と認めるときは、顧客の申告した投資可能資金額の内容を精査してその額の範囲内で取引額を制限することができる。特に、66歳以上75歳未満の高齢者についても、商品先物取引の仕組み、リスク等に関する理解状況を確認し、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないように注意を払うものとする。

- 5 総括管理責任者は、第2項の各規定により提出された関係資料及び審査結果について精査し、受託の適否を判断して顧客カードにその根拠を記録する。但し、統括管理責任者又は管理部マネージャーが行った事前審査の内容に疑義があるときは、事前審査のやり直し等を指示することができる。尚、総括管理責任者が不在の場合、管理部マネージャーがその職務を代行する。
- 6 口座開設申込書及び顧客カードの原本は、すべてこれを本店管理部に備え付け、取引終了5年間保存する。尚、委託者の属性情報等に変更があった場合は、その都度顧客カードに記載する。
- 7 適合性に係る審査を終了した後でなければ、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び取引注文の受託は行わないものとする。

(勧誘行為)

第10条 外務員は受託業務活動に際して次の各号の勧誘行為に留意しなければならない。

- (1) 顧客から事前に具体的な指示又は承諾を受けることなく、顧客が迷惑を覚えるような時間帯（原則として午後9時から午前8時まで）に電話又は訪問による勧誘をしてはならない。
- (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘をしてはならない。
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘をしてはならない。
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘してはならない。
- (5) 顧客に対し面談約束の電話連絡等を行うときは、予め会社の商号、外務員名、商品先物取引の勧誘である旨等を告知する。
- (6) 顧客に対し、勧誘を行う場合は予めその旨の告知を行い、勧誘を受ける意思の有無を確認する。
- (7) 顧客より、委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示がなされたときは、直ちに勧誘を中止する。また、管理部マネージャーは、再度の勧誘が行われないよう当該意思を表示した顧客に関する情報を社内に周知する。
- (8) 勧誘に当たっては、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明する。

- 2 前各号の勧誘行為を当社の勧誘方針として、本支店、センター等において顧客が見やすいように供する他、インターネット媒体によってホームページへ掲載する。
- 3 外務員は、勧誘に際して行った告知内容及び勧誘を受ける旨の意思表示を確認した内容等（顧客の氏名、住所、日時、場所、外務員名）を顧客カード等に記録する。

（委託契約の際の説明義務と理解度の確認）

第11条 委託の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対しては、まず、「商品先物取引—委託のガイド」等を交付して、対面若しくは電話又はインターネット等を介した方法で、商品取引所法（以下「法」という。）第217条第1項第1号から第3号に定める説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を『「委託のガイド」アンケート』を用いて確認しなければならない。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、（商品の種類や相場の動向にもよるが）担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が生ずるおそれがあること。

2 前項の確認を得た後、法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則（以下「施行規則」という。）第104条に定める事項について説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を「商品先物取引の重要なポイント」及び「受託業務管理規則の重要なポイント」を用いて確認しなければならない。

(1) 預託が求められる取引証拠金等の種類及びその発生する仕組み。

(2) 取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び電子取引等を含む当社の手数料体系に異なる部分があること。

(3) 法第214条各号にかかげる不当な勧誘等の禁止事項について、その概要及び当該行為が禁止されている趣旨を説明し、特に法第214条第8号及び施行規則第103条第2号に掲げる禁止行為については、当該行為が複雑で分かりにくいことから、顧客が理解できるよう分かりやすく説明すること。

3 法第218条第1項の「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が、「説明は不要」との意思表示をした場合でも、当該顧客への説明を行わずに委託契約をしてはならない。

4 インターネットを介して説明を行う場合においても、前項の手順にて説明を行わなければならない。但し、この場合における「説明」とは、顧客がその操作する電子計算機の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で署名する方法に

より理解した旨の確認を得ることとする。

(受託業務における禁止行為)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託に当たっては、利益が生ずることが確実にあると誤解させるべき「断定的判断の提供」をはじめ、商品取引所法、同施行規則、委託者の保護に関するガイドライン、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の自主規制規則等に定める禁止事項をしてはならない。

(取引意思の確認)

第13条 委託者の取引等の意思の確認を次の各号により行う。

(1) 勧誘に当たっては、「商品先物取引—委託のガイド」の交付時のアンケート調査によって確認する。

(2) 約諾書の差入に当たっては、口座開設申込書の内容により確認する。

(3) 新規の受託に当たっては、予め、第11条第2項に定める方法により確認する。

また、併せて取引相談室が電話連絡等により、委託者の個別の状況（知識、理解度、適合性、取引姿勢等）について指導調査を行い、取引参加の意思についても確認する。

(4) 売買取引の受託に当たっては、担当外務員がその都度委託者の意思を確認する。

(委託者の保護育成措置)

第14条 当社は商品先物取引を行うに相応しい健全な委託者の育成を図るため、管理部において委託者ごとの売買取引状況調書を作成し、その取引内容を精査することにより適切な委託者管理を行う。

2 商品先物取引の経験（直近の過去3年以内に延べ90日以上取引経験）がないと判断される委託者については、取引開始から3ヶ月間を「商品先物取引未経験者の保護措置期間」と定め、次の各号による保護育成措置を講ずるものとする。

(1) 取引相談室は、取引開始後、取引の仕組み、リスクの重要なポイント及び損益の計算方法等についてアンケート調査を行い、理解度の確認と習熟度の向上に努める。

(2) 当該期間内における取引数量限度額を委託者が申告した投資可能資金額の3分の1までとする。但し、委託者自ら当該一定量を超える取引を希望する場合であって、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限り取引数量の制限を変更することとし、本制限措置が設けられていること及び前述の例外の要件を理解しているとともに、自ら当該要件を満たすことを確認している旨の申告があり、委託者審査委員会において、商品先物取引に習熟していると客観的に判断された場合に限り、当該一定量の変更を認めることがある。

(3) 前号の但し書きにおいて、委託者の習熟に係る判断は、本条第2項第1号に定めるアンケート等の回答内容によって確認する。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第15条 当社は、委託者との間に係る入金及び出金は、原則として金融機関を介しての振込により行うものとする。但し、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については、総括管理責任者が委託者ごとにその必要性等について審査して判断する。

2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ受領金額を記載した会社発行の証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

3 外務員が委託者との間で現金の受渡しをしたときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、受渡しの額、受渡しの日時、受渡しを担当した外務員の氏名等について確認する。

4 現金の受渡しに当たっては、原則として複数の外務員で対応するものとする。但し、やむを得ず一人の外務員で対応しなければならない場合には、あらかじめ営業部門のマネージャー以上の責任者に承認を得ることとする。

(取引本証拠金等)

第16条 取扱い上場商品に係る取引本証拠金等の額は取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、相場の状況等により当社が必要と判断した場合には取引本証拠金を増額することがある。

2 前項の取引本証拠金等の額は経営会議で定め、総括管理責任者がその内容について社内に徹底するとともに、委託者にも周知し、その記録を3年間保存する。

(広告・宣伝)

第17条 受託業務の手段として、印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うとき、また、外務員が行う電話によるレスポンス広告のシナリオ及びコピーを使用する場合も、予め総括管理責任者の審査を必要とする。

(違反者に対する懲戒)

第18条 本規則に違反した者に対しては、就業規則第37条及び第38条の制裁及び懲戒に係る規定を適用する。

2 制裁及び懲戒については、規律委員会において審議し、経営会議で決定する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

(規則の改廃)

第20条 本規則の改廃は取締役会の決議により決定する。

附則

- 1 平成元年11月27日施行
- 2 平成3年11月5日改訂
- 3 平成5年5月14日改訂
- 4 平成10年9月1日改訂
- 5 平成11年5月26日改訂
- 6 平成12年1月20日改訂
- 7 平成12年4月1日改訂
- 8 平成13年4月25日改訂
- 9 平成13年10月1日改訂
- 10 平成15年3月20日改訂
- 11 平成15年6月6日改訂
- 12 平成15年8月1日改訂
- 13 平成15年9月1日改訂
- 14 平成17年5月1日改訂
- 15 平成17年11月1日改訂
- 16 平成19年4月1日改訂
- 17 平成19年9月30日改訂
- 18 平成20年1月7日改訂
- 19 平成20年8月21日改訂
- 20 平成20年12月5日改訂
- 21 平成21年1月15日改訂
- 22 平成21年4月23日改訂

電子取引受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、当社の経営理念及び経営指針に基づき、電子取引における受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項について定める。

(管理体制)

第2条 本規則の適正な運用の確保を図るため、取締役管理本部長を総括管理責任者とする。

- 2 総括管理責任者の下に管理部を置き、責任者の管理部マネージャーは総括管理責任者を補佐する。
- 3 管理部の下に取引相談室を置き本店に配置する。
- 4 電子取引部門の内部管理に係る統括管理を行うため、本店に統括管理責任者を置く。
- 5 統括管理責任者は、ホームトレード部マネージャーとする。

(総括管理責任者の職務)

第3条 総括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本規則の適正な運用に係る関係部署への指揮・指導
- (2) 適合性原則に基づく受託の適否の審査
- (3) 本規則の運用状況について取締役会への報告
- (4) 本規則の違反者に対する社内制裁に係る意見具申
- (5) その他本規則の適正な運用に必要と思われる事項

(統括管理責任者の職務)

第4条 統括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 委託者に対する属性の把握及び総括管理責任者に先立つ事前審査
- (2) 委託者管理に係る取引状況の掌握
- (3) 取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
- (4) システム作動状況の監視及びシステム障害が発生した場合の適切な措置

(5) その他委託者の理解度を向上させるために必要と思われる事項

(管理部マネージャー、管理部及び取引相談室の職務)

第5条 管理部マネージャーの職務は次のとおりとする。

- (1) 総括管理責任者に先立つ事前審査
- (2) 管理部、取引相談室の委託者管理業務の掌握及び指導
- (3) 法令諸規則等の遵守状況に係る監視並びに取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
- (4) その他委託者管理業務の適正な運営に必要なと思われる事項

2 管理部及び取引相談室の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査と整備・保管
- (2) 委託者からの相談・問い合わせ及び苦情・紛争に対する適切な措置
- (3) その他、委託者の保護育成に必要なと思われる事項

(不適合者の参入防止)

第6条 次の各号に該当する「不適合と認められる対象者」に対しての受託は行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 委託者が、取引中において、本人の申告や家族の申出等により第1項各号の不適合と認められる対象者に該当するとの疑念が生じたときは、総括管理責任者は管理部マネージャーに再調査を指示し、その結果、適合性がないと判断した場合には、当該委託者に対して取引の抑制又は中止を促し、新規の受託は行わない。

3 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して受託は行わない。

(適合性の審査)

第7条 委託者の適合性については、ホームトレード部は、顧客が記入又は電子的な方法で入力した「口座開設申込書」を用いて次の各号の属性情報を収集し、それに基づいて顧客カードを作成する。

- (1) 氏名、住所、生年月日
- (2) 家族構成、住居の形態
- (3) 職業（役職・職務）、勤続年数等
- (4) 収入、流動資産の状況
- (5) 商品先物取引経験の有無及び経験内容
- (6) その他の投資経験の有無及び経験内容
- (7) その他

2 管理部マネージャーは、前項の属性情報が適正に収集されているか管理し、再度の収集を統括管理責任者に指示するなど必要な措置を講ずることができる。

3 管理部マネージャーは、第1項の属性情報に基づいて、適合性の備わっている委託者について、口座開設申込書、顧客カード等の関係書類を統括管理責任者に提出して受託の適否の判断を求める。

4 統括管理責任者は、前3項の各規定により提出された関係資料について精査し、受託の適否を判断する。但し、委託者属性に疑義のあるときは管理部マネージャーに再調査を指示することができる。

5 口座開設申込書及び顧客カードの原本は、すべてこれを本店管理部に備え付け、取引終了後5年間保存する。なお、委託者の属性情報等に変更があった場合は、その都度顧客カードに記載する。

6 適合性に係る審査を終了して、委託者より入金を確認した後に、ID パスワードを自宅（所在地）に配達記録で郵送する。

（委託契約の際の説明義務と理解度の確認）

第8条 委託契約を希望する顧客に対しては、まず、「商品先物取引—委託のガイド」等についてインターネットを介した方法で、商品取引所法（以下「法」という。）第217条第1項第1号から第3号に定める説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を「交付書面についての理解の確認」の電子的画面を用いて確認しなければならない。

(1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、(商品の種類や相場の動向にもよるが)担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10~30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が生ずるおそれがあること。

2 前項の確認を得た後、法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則(以下「施行規則」という。)第104条に定める事項について「取引ガイド」及び「運用規定」を用いて説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を「取引に対する理解の確認」の電子的画面を用いて確認しなければならない。

(1) 預託が求められる取引証拠金等の種類及びその発生する仕組み。

(2) 取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び電子取引では日計、通常、システム障害時等で当社の手数料体系に異なる部分があること。

(3) 「運用規定」第19条に定める当社の免責事項について。

3 インターネットを介して説明を行う場合における「説明」とは、顧客がその操作するコンピュータからダウンロードした交付書面及びコンピュータの画面上に表示される説明事項等を熟読し、その内容を理解した上で署名又は入力する方法により理解した旨の確認を得ることとする。

(受託業務における禁止行為)

第9条 商品先物取引の受託に当たっては、利益が生ずることが確実であると誤解させるべき「断定的判断の提供」をはじめ、商品取引所法、同施行規則、商品先物取引の電子取引に係るガイドライン、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の自主規制規則等に定める禁止事項をしてはならない。

(取引本証拠金等)

第10条 当社は、取扱い上場商品に係る取引本証拠金等の額を取引所が定めた取

引本証拠金基準額と同額とする。

- 2 前項の取引本証拠金等の額は取締役会で定め、総括管理責任者がその内容について社内に徹底するとともに、委託者にも周知し、その記録を3年間保存する。

(広告・宣伝)

- 第 11 条 受託業務の手段として、印刷物、マス媒体、インターネット、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、予め総括管理責任者の審査を必要とする。

(違反者に対する懲戒)

- 第 12 条 本規則に違反した者に対しては、就業規則第 37 条及び第 38 条の制裁及び懲戒に係る規定を適用する。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第 13 条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

- 2 委託者の利益を損ねるようなシステム障害が発生した場合、その内容、処理状況等を日本商品先物取引協会へ届け出る。

(規則の改廃)

- 第 14 条 本規則の改廃は取締役会の決議により決定する。

附則

- 1 平成 19 年 2 月 1 日施行

委 託 者 審 査 要 領

大起産業株式会社

(審査の目的)

第1条 委託者の保護育成と受託業務の適正な運営の確保。

- 2 大口委託者（取引証拠金額3,000万円以上）に係る売買状況の精査・分析と担当外務員に対する適切な助言。
- 3 以下に特定する委託者からの不正資金の流入防止。
 - (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 4 前項の委託者が、委託契約を締結するときは、予め、自己の責任と判断で取引を行う旨を書面にて申し出ることを義務付ける。但し、投資可能資金額が5,000万円を超える申し出については、たとえ金融資産の裏付けがある場合でも受け付けない。

(審査の対象)

第2条 委託者の商品先物取引に係る取引証拠金額等（預託合計額及び実質入金合計額）の以下の事項について、予め、その適否の審査を行う。

- (1) 委託者が、自ら申告した投資可能資金額の増額を申し出てきたとき。
- (2) 商品先物取引未経験の委託者が、保護措置期間内において「保護措置額」を超える取引を申し出てきたとき。
- (3) 委託者が、管理部マネージャーの規制した額を超える取引を申し出てきたとき。
- (4) 前各号の審査により決定した額を増額するとき。

(適用の除外)

第3条 委託者の取引が次の各号に該当するときは、審査対象から除外する。

- (1) 全ての建玉を決済したときに生じた不足金を入金するとき。
- (2) 充用有価証券の評価額が増額したとき。
- (3) 委託者が建玉維持のために投資可能資金額を超える証拠金を預託するとき。但し、委託者自らの意思で預託する旨を記載した自書を差し入れるものとする。
- (4) 委託者が差引益金を投資可能資金額に加算するとき。但し、委託者自らの意思で預託する旨を記載した自書を差し入れるものとする。

(審査の項目と手順等)

第4条 担当外務員は、第2条に基づいて委託者から申し出があったときは、速やかに委託者の自書による申出書等を徴収して委員会に提出する。

2 前項の申出書等の提出があったときは、委託者審査委員が委託者と直接面談して以下の各属性情報の調査を行うとともに、委託者審査申請書を徴収して審査に諮るものとする。

- ① 収入・金融資産額・投資可能資金額
- ② 家庭・職場環境
- ③ 取引経験の有無と経験内容、購読新聞
- ④ 知識、理解度、取引姿勢
- ⑤ その他

3 審査は委員4名以上7名以内の参加を前提とし、4名以上の賛成を必要とする。但し、第1条の3に該当する委託者に係る審査は委員全員が参加し、且つ全員の賛成を必要とする。尚、営業所を管轄する取締役又は執行役員は、自己の管轄する営業所の委託者に係る審査には参加することができない。

4 各委員が判断した賛成の内容にバラツキが生じた場合は、委員長がこれを判断して決定する。

5 不正資金等の預託が判明したときは、審査対象から除外し、速やかに取引の中止を促す。

(審査結果の措置)

第5条 審査結果は、直ちに担当外務員を経て当該委託者に通知する。

2 審査結果が「否」であったにもかかわらず、投資可能資金額を超過した場合においては、担当外務員は超過金額を返還するための適切な措置をとらなければならない。

3 審査結果の記録の保存は5年間とする。

(本要領の改廃)

第6条 本要領の改廃については、経営会議の決議により決定する。

附則

- 1 平成10年10月 1日施行
- 2 平成15年 9月 1日改訂
- 3 平成17年 5月 1日改訂
- 4 平成17年11月 4日改訂
- 5 平成19年 8月 6日改訂
- 6 平成21年 4月23日改訂

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
94 名	28 名	53 名	69 名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
952 名	540 名	847 名

「⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項」

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し 合いによる 解決	紛争 紛争処理 機関での 解決	訴訟	苦情 相互に話し 合い中	紛争 紛争処理 機関で処理 中	訴訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 30件	5件	3件	0件	9件	2件	11件
前年度から継続している案 件の件数 43件	1件	4件	11件	6件	1件	20件
合計73件	6件	7件	11件	15件	3件	31件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあつせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあつせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した 案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案 件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計0件	0件	0件	0件	0件

- (注) (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件 ※(0件)		0件 ※(0件)	
前年度から継続している案件の件数 5件	0件 ※(0件)		5件 ※(1件)	
合計 5件	0件 ※(0件)		5件 ※(1件)	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。
※ なお、()内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 2件	2件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 2件	2件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

平成20年度中の判決

○ 当社の元顧客が、仕切回避等の当社の不法行為により9,979,200円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟(平成18年8月7日提訴)について、平成20年1月30日、当社が全面勝訴した。

平成20年2月12日、委託者が控訴した。

平成20年8月20日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の18%相当額を和解金として支払うことで解決した。

- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び断定的判断の提供等の当社の不法行為により 33,516,758 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成18年11月17日提訴）について、平成20年8月28日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の20%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び不当勧誘等の当社の不法行為により 3,195,575 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成19年12月25日提訴）について、平成20年9月16日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の31%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び説明義務違反等の当社の不法行為により 28,406,675 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成19年5月17日提訴）について、平成20年10月29日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の24%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、説明義務違反及び断定的判断の提供等の当社の不法行為により 32,770,070 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成17年10月25日提訴）について、平成20年5月29日、当社が全面勝訴した。
平成20年6月6日、委託者が控訴した。
平成20年10月21日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の12%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、無意味な反復売買及び無断売買等の当社の不法行為により 13,557,489 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成17年8月5日提訴）について、平成19年11月12日、当社が全面勝訴した。
平成19年11月27日、委託者が控訴した。
平成20年5月28日、裁判所は、当社に対して 8,134,994 円（請求額の約60%）及びこれに対する平成16年10月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを命ずる判決を下した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び説務違反等の当社の不法行為により 4,141,165 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成19年9月7日提訴）について、平成20年12月18日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の45%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び説明義務違反等の当社の不法行為により 12,127,643 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成20年2月4日提訴）について、平成21年1月13日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の13%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び説明義務違反等の当社の不法行為により 5,269,860 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成20年3月26日提訴）について、平成21年1月19日、裁判所の勧告を受け入れて請求額の26%相当額を和解金として支払うことで解決した。
- 当社の元顧客が、適合性原則違反及び説明義務違反等の当社の不法行為により 9,744,835 円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成19年3月13日提訴）について、平成20年7月25日、裁判所は、当社に対して 9,194,835 円（請求額の約94%）及びうち 8,344,835 円に対する平成18年8月23日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを命ずる判決を下した。
平成20年8月1日、当社が控訴した。
平成21年1月23日、控訴棄却の判決。

3. 経理の状況

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 個別注記表

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,257,025	流 動 負 債	2,308,168
現金及び預金	1,352,839	短期借入金	642,000
委託者未収金	39,384	未払法人税等	195
商 品	1,393	預り証拠金	1,553,171
保管有価証券	78,589	賞与引当金	20,000
差入保証金	262,016	その他の流動負債	92,801
委託者先物取引差金	370,369		
委託者保護基金預託	37,500	固 定 負 債	193,120
その他の流動資産	114,931	退職給付引当金	178,843
固 定 資 産	1,562,523	役員退任慰労引当金	9,277
有 形 固 定 資 産	918,261	長期預り保証金	5,000
建 物	228,103		
構 築 物	6,344	特 別 法 上 の 準 備 金	41,373
器 具 及 び 備 品	7,541	商品取引責任準備金	41,373
土 地	676,271		
無 形 固 定 資 産	25,501	負 債 合 計	2,542,662
ソフトウェア	9,433	純 資 産 の 部	
電話加入権	16,021	株 主 資 本	1,280,561
その他の無形固定資産	46	資 本 金	630,000
投 資 其 他 の 資 産	618,761	資 本 剰 余 金	35,789
投資有価証券	70,880	資 本 準 備 金	35,789
関係会社株式	5,340	利 益 剰 余 金	614,772
出 資 金	15,205	利 益 準 備 金	122,000
長期貸付金	4,041	その他利益剰余金	492,772
長期前払費用	20,935	別 途 積 立 金	1,440,000
長期差入保証金	401,257	繰 越 利 益 剰 余 金	△947,227
長期未収債権	140,993		
その他の投資	10,725	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,675
貸倒引当金	△50,618	その他有価証券評価差額金	△3,675
資 産 合 計	3,819,549	純 資 産 合 計	1,276,886
		負 債 純 資 産 合 計	3,819,549

損益計算書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	818,464	
営業損益	76,809	895,273
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,395,464	1,395,464
営業損失		500,190
営業外収益		
受取利息	6,126	
受取配当金	3,946	
その他の営業外収益	564	10,638
営業外費用		
支払利息	15,745	
その他の営業外費用	21	15,767
経常損失		505,319
特別利益		
商品取引責任準備金戻入益	21,237	
貸倒引当金戻入益	2,088	23,325
特別損失		
固定資産除却損等	30,813	
投資有価証券評価損	29,098	59,912
税引前当期純損失		541,905
法人税、住民税及び事業税		2,293
当期純損失		544,199

株主資本等変動計算書

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
平成20年3月31日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	1,440,000	△403,028	1,158,971	1,824,760
事業年度中の変動額								
当期純損失						△544,199	△544,199	△544,199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△544,199	△544,199	△544,199
平成21年3月31日残高	630,000	35,789	35,789	122,000	1,440,000	△947,227	614,772	1,280,561

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	△19,882	△19,882	1,804,878
事業年度中の変動額			
当期純損失			△544,199
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	16,207	16,207	16,207
事業年度中の変動額合計	16,207	16,207	△527,991
平成21年3月31日残高	△3,675	△3,675	1,276,886

個別注記表

【重要な会計方針に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
-----	--

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～47年
構築物	10～30年
器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法

(3) 長期前払費用

定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法による期末自己都合要支給額の100%）に基づき計上しております。

(4) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (5) 商品取引事故引当金 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づく「商品取引責任準備金」の他、顧客よりの損害賠償請求に伴う損失見積額を計上しております。なお、当事業年度末残高はありません。
- (6) 商品取引責任準備金 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表）を適用しております。これに伴う損益への影響はありません。

2. リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これに伴う損益への影響はありません。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産

(担保資産の内訳)

定期預金	921,000	千円
建 物	159,552	
構 築 物	2,787	
土 地	527,997	
計	1,611,337	

(対応する債務の内訳)

商品取引所法第179条第7項の規定に基づく 銀行の預託の委託契約極度額に対する求償債務	850,000	千円
--	---------	----

(2) 預託資産

商品取引所法等関係法令により預託すべき取引証拠金の代用として、株式会社日本商品清算機構へ預託している資産は次のとおりであります。

保管有価証券	46,202	千円
差入保証金	262,016	
投資有価証券	25,179	
計	333,398	

(3) 分離保管資産

商品取引所法第 210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産は、30,088千円であります。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は150,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 325,151 千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務
短期金銭債務 10,000 千円

【 損益計算書に関する注記 】

関係会社との取引高
営業取引以外の取引による取引高 9,285 千円

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	9,068,150 株

【 税効果会計に関する注記 】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	18,523	千円
賞与引当金	8,112	
退職給付引当金	72,538	
役員退任慰労引当金	3,762	
商品取引責任準備金	16,780	
欠損金	364,782	
投資有価証券	1,490	
その他	14,073	
繰延税金資産小計	500,064	

評価性引当額	△ 500,064
繰延税金資産合計	0

【 リースにより使用する固定資産に関する注記 】

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の 取得価額相当額	82,290 千円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の 減価償却累計額相当額	63,089 千円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の 未経過リース料相当額	19,951 千円

【 退職給付に関する注記 】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

また、この他に複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金に加盟しております。

2. 退職給付債務及びその内訳（平成21年3月31日現在）

退職給付債務	178,843 千円
退職給付引当金	178,843

3. 退職給付費用の内訳

勤務費用	14,108 千円
掛金	40,751
退職給付費用	54,859

4. 退職給付債務の計算方法

簡便法（期末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

【 1株当たり情報に関する注記 】

1株当たり純資産額	140 円 81 銭
1株当たり当期純損失	60 円 01 銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	512 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	195 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	203 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	33 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	36 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	204 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	98 %